

Asian Legal Insights

第 171 号(2025 年 1 月号)

今月のトピック

- I. ベトナム : [データ法の制定](#)
 - II. インド : [デジタル個人情報保護規則案の公表](#)
 - III. シンガポール : [職場公正法案の提出](#)
 - IV. タイ : [公開買付けを行わなければならない取引の範囲と公開買付け義務免除の条件の明確化等に関する改正案の公表](#)
 - V. ミャンマー : [1. VPN の規制等に関するサイバーセキュリティ法の制定](#)
[2. MyCO での株式譲渡及び取締役変更に関する届出手続に関する Announcement](#)
- 今月のコラム - [Mori Hamada によるフィリピン・プラクティスに関するアップデート](#)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

I. ベトナム: データ法の制定

ベトナムでは、デジタルデータに関する規制を定めたデータ法(Law No.60/2024/QH15:「データ法」)が 2024 年 11 月 30 日に国会で成立しており、2025 年 7 月 1 日より施行されます。

本レター第 169 号(2024 年 11 月号)でご紹介したとおり、ベトナム政府は、昨今の個人情報保護に対する関心の高まりを受け、既存の個人情報保護に関する政令(Decree No.13/2023/ND-CP)に加えて、より上位である法律レベルで新たに個人情報保護に関する規制の制定を進めています。他方で、データ法は、これらの個人情報保護に関する法令とは異なり、個人情報に限られない非個人情報も含めた幅広いデータを対象とした規制であり、注目に値します。そこで、本レターでは、データ法の内容のうち、実務上特に重要と思われる項目を取り上げてご紹介します。

(1) データ法の適用範囲・対象

データ法では、その適用範囲として、デジタルデータ活動(digital data activities)に関連する団体・組織・個人の権利・義務・責任に関する規制が定められています。

「デジタルデータ」とは、「音声・画像・数字・文字・記号の 1 つ又はその組み合わせによりデジタル形式で表現されたものを含む物事、現象及び事象に関するデータ」と定義されており、個人情報のみならず非個人情報も含まれ得ると考えられます。このように広範なデジタルデータに関する「デジタルデータ活動」としてど

の範囲の活動が含まれるかについては、データ法上特段の定義・基準が定められていません。そのため、「デジタルデータ」を取り扱う活動であれば広くデータ法の適用範囲に含まれる可能性があり、今後の実務や政令等の関連法令の動きを注視する必要があります。

また、データ法上、規制の適用対象者は以下の範囲とされています。

- (a) ベトナムの団体・組織・個人
- (b) ベトナムに所在する外国の団体・組織・個人
- (c) ベトナムにおけるデジタルデータ活動に直接関与し又は関連する外国の団体・組織・個人

上記のとおり、ベトナムの団体・組織・個人のみならず、外国の団体・組織・個人についてもベトナム国内に所在する、又はベトナム国内に拠点を有しなくともベトナムにおいて「デジタルデータ活動に直接関与し又は関連する」と評価される場合にはデータ法の適用対象になり得る点には留意が必要です。もっとも、データ法上、どのような場合に「デジタルデータ活動に直接関与し又は関連する」とみなされるかの具体的な解釈は示されておらず、やはり今後の実務や政令等の関連法令の動きを注視する必要があります。

(2) デジタルデータの分類

データ法上、デジタルデータは①共有の性質、②内容の重要性、③データ所有者(data owner)が決定するその他の基準に基づいて分類されることとされています。

このうち、内容の重要性の基準に基づけば、デジタルデータは(i)「コアデータ」、(ii)「重要データ」及び(iii)その他のデータに分類され、それぞれの内容は以下のとおりです。コアデータ及び重要データに関しては、具体的にどのようなデータが国防、安全保障、外交関係、マクロ経済、社会の安定、公衆衛生及び安全に影響を与える可能性がある又は直接影響を与えると判断されるかは明確ではなく、今後首相が公布するリストを確認する必要があります(なお、当該リストはデータ法の施行日まで公表予定です。)

その他のデータ:重要データ及びコアデータ以外のデータ

重要データ:国防、安全保障、外交関係、マクロ経済、社会の安定、公衆衛生及び安全に影響を与える可能性のあるデータであり、首相が公布するリストに含まれるデータ

コアデータ:国防、安全保障、外交関係、マクロ経済、社会の安定、公衆衛生及び安全に直接影響を与える重要データであり、首相が公布するリストに含まれるデータ

このコアデータ及び重要データに関しては、データ管理者(Data Manager)において、データの安全性・セキュリティ保護の実施についての連携のため、定期的にデータ処理活動に関するリスク評価を実施し、公安省、国防省及び関連機関のネットワークセキュリティ及び情報セキュリティの専門部署に通知することが義務付けられています。この通知制度の導入にあたっては官民双方において相当程度の事務負担が予測されますが、具体的な制度を政令やガイドラインにおいてどのように整備するかについては引き続き注視する必要があります。

(3)データの越境移転

データ法上、コアデータ及び重要データのベトナム国内から国外への越境移転に関して一定の規制がなされています。すなわち、コアデータ及び重要データの越境移転には以下の行為が含まれると明示されており、これらの行為についてはベトナムの国防、安全保障、国益、公共の利益及びデータ主体・データ所有者の正当な権利・利益を確保しなければならないものとされています。

- (a) ベトナム国内に保存されているデータのベトナム国外の保存システムへの移転
- (b) ベトナムの団体・組織・個人から外国の団体・組織・個人へのデータの移転
- (c) ベトナムの団体・組織・個人によるベトナム国外におけるデータの処理のためのプラットフォームの利用

データ法上、コアデータ及び重要データの越境移転に関しては政府が規制の実施のための詳細をさらに政令等で定めることとされており、具体的にどのような規制が課されるかは現時点では不明な状況です(なお、当該政令等はデータ法の施行日までに公表予定です)。一方で、データ法の草案段階では越境移転における影響評価やデータ移転契約の締結義務に関する規制が定められていたため、今後これらの規制がなされる可能性があります。

(4)データ製品・サービスに関する規制

データ法では、データ製品・サービス(Digital data products and services)に関する規制が規定されており、その概要は以下のとおりです。もっとも、いずれについてもどのような製品・サービスが以下の各分類に該当するかはデータ法上明確でなく、規定の詳細について政府がさらに政令等で定めることとされているため、今後制定される政令等の関連法令を確認する必要があります。

分類	定義	規制内容
データ仲介製品・サービス	データの交換・共有、データへのアクセス、データ主体・データ所有者・データ使用者の権利行使を目的とする契約を通じた、データ主体、データ所有者及び製品・サービスの利用者間の商業関係を確立することを目的とした製品・サービス	データ仲介製品・サービスを提供する組織は、投資法に従って登録・管理が必要(ただし、組織内のデータ仲介製品・サービスの提供を除く)
データ分析・統合製品	製品の使用者の要求に応じて、データを異なるレベルで有益な知見に分析・統合する処理の成果物	国防、安全、社会秩序、社会倫理、公衆衛生に危害を及ぼす可能性のある製品・サービスを取り扱う組織は、投資法に従って登録・管理が必要
データ分析・集約サービス	サービスの使用者の要求に応じてデータの分析・集約を行うサービス	
データプラットフォームに関するサービス	研究、スタートアップ開発、イノベーションのためのデータ関連リソースを提供するためのプラットフォーム、社会経済発展のためのデータ関連製品やサービスの提供、データ及びデータ関連製品・サービスの取引・交換のための環境に関するサービス	サービス提供の条件を満たし、法令に基づき設立の許可を有する公共機関又は国有企業のみが提供可能

(5) 国家へのデータ提供義務等

データ法では、国内外の組織・個人に対して所有するデータを国家に提供することが推奨されています。そして、組織・個人は、①緊急事態への対応・処理、②国家安全保障上の脅威(緊急事態宣言を必要としないもの)、③災害、④暴動・テロの予防・対策の場合には、データ主体の同意の有無にかかわらず、当局からのデータの提供に応じなければならないものとされています。

また、①緊急事態、②国家安全保障上の脅威(緊急事態宣言を必要としないもの)、③災害、④暴動・テロの予防・対策の場合には、国家はデータ所有者・データ管理者の同意の有無にかかわらず、データを復号化(暗号化されたデータを復元すること)できるものとされています。

これらの義務の対象となるデータはデータ法上特段限定されておらず、場合によっては重要な機密情報等が広範に対象となり得る点に留意が必要です。

(6) 他の法令との適用関係

データ法では、他の法令との適用関係について、①データ法施行前に制定された他の法令にデータ活動に

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

関連する規定が含まれている場合には、その規定はデータ法の原則に反しない限り引き続き存続し、②データ法施行後に制定された他の法令にデータ法と異なる規定がある場合には、いずれの規定を優先するかを当該法令において具体的に定めるものとされています。

以上のほか、データ法では、国家データセンター(National Data Centers)の設立や国家総合データベース(National General Database)の構築等、多岐にわたる規制が含まれており、その内容を把握することが重要となります。

このように、データ法にはコアデータ及び重要データに係る規制をはじめとして、民間企業へ多大な影響を及ぼし得る規制が含まれております。もっとも、現時点では規制対象や規制内容が明確でない点も多く、今後の議論や政府の動向を注視しつつ対応を進めていくことが肝要といえます。

(ご参考)

本レター第169号(2024年11月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/ja/asian-legal-insights/20241120/01.pdf>

弁護士 西尾 賢司

TEL. +84-28-3622-2602(ホーチミン)
kenji.nishio@morihamada.com

弁護士 芳川 雄磨

TEL. +84-28-3622-2614(ホーチミン)
yuma.yoshikawa@morihamada.com

弁護士 緒方 彰大

TEL. +84-28-3622-1633(ホーチミン)
shota.ogata@morihamada.com

II. インド：デジタル個人情報保護規則案の公表

本レター第155号(2023年9月号)において、2023年8月11日に成立したデジタル個人情報保護法(Digital Personal Data Protection Act, 2023)の概要についてお知らせしていましたが、2025年1月3日に、同法に基づくデジタル個人情報保護規則案(Digital Personal Data Protection Rules, 2025:「本規則案」)がインド政府により公表されました。本規則案は2025年2月18日までパブリックコメントに付される予定です。そこで、本稿では、本規則案の概要についてご案内します。

(1) データ受託者からデータ主体への通知

デジタル個人情報保護法上、データ受託者(Data Fiduciary)は、デジタル個人情報を処理する場合には、原則としてデータ主体(Data Principal)から同意を取得する必要があるとあり、当該同意取得にあたっては、データ主体に対する通知が必要とされています。本規則案では、当該通知が具備すべき要件が定められており、①理解しやすく、データ受託者が共有する他の情報とは独立したものであること、②データ主体から具

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

体的なインフォームド・コンセントを得るために必要な情報を明確かつ簡潔に説明すること(収集される個人データの項目別の説明、並びにデータ処理の具体的な目的及び当該データ処理によって提供等される製品、サービスの項目別の説明を含む)、また、③データ主体が同意を撤回し、権利を行使し、苦情を申し立てることができるよう、データ受託者のウェブサイトやアプリへのリンクを提供すること等が必要とされています(本規則案 3 条)。

(2) データ受託者に求められるセキュリティ対策

デジタル個人情報保護法上、データ受託者は合理的なセキュリティ対策を実施することが必要とされています。本規則案では、当該セキュリティ対策の内容として、少なくとも、暗号化、難読化若しくはマスキング又は仮想トークンの使用を含む適切なセキュリティ措置を講じること、アクセス制御を行うための適切な措置を講じること、デジタル個人情報へのアクセスの可視化、不正アクセスの検出・調査等の対応等が定められています(本規則案 6 条)。

(3) 個人データ侵害の通知

デジタル個人情報保護法上、データ受託者は、デジタル個人情報の漏えい等の侵害を認識した場合、全ての影響を受けたデータ主体に通知することとされています。本規則案では、当該通知の内容として、当該侵害の性質、範囲、タイミング及び場所、当該侵害により生じ得る結果、リスク軽減のために講じる・講じた措置の内容、データ主体が自らの利益の保護のために取り得る安全措置の内容、及びデータ主体からの問い合わせに対する責任者の連絡先情報を含める必要があることが規定されています(本規則案 7 条 1 項)。

また、データ受託者は、データ保護委員会(Data Protection Board)に対し通知を行うことも求められるところ、本規則案では、データ受託者は(a)当該侵害の性質、範囲、タイミング及び場所並びに当該違反により生じ得る影響を遅滞なく通知するとともに、(b)侵害を認識してから、72 時間以内(又はデータ保護委員会により許可されている場合は当該期間内)に、侵害に至った経緯・背景・理由、リスク軽減のために実施又は提案された措置、当該侵害を生じさせた者に関する検出事項、将来の侵害を防ぐために講じた是正措置、並びにデータ主体に送信された通知内容等を通知する必要があると規定されています(本規則案 7 条 2 項)。

(4) インド国外での個人データの処理

デジタル個人情報保護法では、越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する具体的な規制内容は定められておらず、インド中央政府がインド国外への個人情報の移転について、通達により制限することができる旨のみが規定されています。本規則案においても、具体的な規制内容は定められていない一方で、インド国内で処理された個人情報又はインド国内のデータ主体に対する商品若しくはサービスの提供に関連して

インド国外において処理された個人情報について、インド国外に移転する場合、データ受託者はインド中央政府が定める一定の要求に適合することが必要である旨が規定されています(本規則案 14 条)。上記のとおり、具体的な規制内容はインド中央政府により別途定められる建付けとされているため、今後も動向を見守る必要があります。

以上のほか、本規則案は、データ保護委員会の構成、データ主体の権利の行使方法、重要なデータ受託者の追加的な義務、同意の管理等を行う Consent Manager の義務等が規定されています。本規則案は現在パブリックコメントに付されているため、動向に注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第 155 号(2023 年 9 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20230920-033806.pdf>

弁護士 御代田 有恒
TEL. 03-6266-8989(東京)
aritsune.miyoda@morihamada.com

弁護士 小林 高大
TEL. 03-5220-1856(東京)
s.takahiro.kobayashi@morihamada.com

Ⅲ.シンガポール：職場公正法案の提出

2024 年 11 月 12 日付けで、職場公正法案(Workplace Fairness Bill:「本法案」)がシンガポール国会に提出されました。本法案は、特定の属性を理由とする雇用者からの差別を防ぐことや、職場における公正な雇用慣行を確立すること等を目的としています。職場における差別の防止に関しては、2007 年に定められたガイドライン(Tripartite Guidelines on Fair Employment Practices)に基づく一定の対応が従前より求められてきたところですが、本法案には行政罰等も含まれることから、更なる留意が必要と考えられます。本法案の概要は以下のとおりです。

本法案は、①年齢、②国籍、③性別、④婚姻の有無、⑤妊娠の有無、⑥介護責任の有無、⑦人種、⑧宗教、⑨言語能力、⑩障害、⑪メンタルヘルスを「要保護属性」として定義し、その上で、当該属性がその仕事に真に必要なとされる要件であるなど一定の例外に該当する場合を除き、これらの属性を理由とした差別的な雇用上の決定を行うことを禁止しています。したがって、例えば、年齢及び国籍を理由に採否を決定することや、宗教を理由に昇進を遅らせることは本法案に違反することとなります。雇用上の決定を行う理由が他に存在する場合であっても、要保護属性が当該雇用上の決定の理由の一つとして併せて考慮されている限り、本事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

り当該決定は違法とされる点にご留意ください。なお、本法案における規制は、冒頭に述べた 2007 年に定められたガイドラインとは異なり雇用する従業員数が 24 名以下の雇用主には適用されません。

また、本法案においては、本法案に違反した場合の制裁についても規定されています。要保護属性を理由とした雇用上の決定を行った場合には、①課徴金が課され得るほか、②(課徴金に代えて、又は課徴金とともに)雇用主に対して一定の行動を求める是正命令が発せられ得ます。さらには、一定の重大な違反の場合には民事責任(金銭の支払い)を求める訴訟を提起される可能性もあり、法人の場合の民事罰の金額は初回の違反の場合で最大 5 万シンガポールドル(約 570 万円)、2 回目以降については最大 25 万シンガポールドル(約 2,870 万円)となっています。

シンガポールにおいて事業を行っている日本企業においても従業員の雇用・昇進等に関する決定を行う場合には本法案の規制が及ぶことから、本法案の内容及び今後の運用について注視していくことが肝要となります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

TEL. +65-6593-9467(シンガポール)
reiji.hosokawa@morihamada.com

弁護士 四宮 雄紀

TEL. +65-6593-9764 (シンガポール)
yuki.shimiya@morihamada.com

パラリーガル 有馬 潤

TEL. +65-6593-9750(シンガポール)
megumi.arima@morihamada.com

IV. タイ：公開買付けを行わなければならない取引の範囲と公開買付け義務免除の条件の明確化等に関する改正案の公表

タイ証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)は、タイ証券取引法(Securities and Exchange Act:「証券取引法」)及び関連法令の公開買付け規制の改正案(「本改正案」)を公表し、一般からの意見を募るパブリックヒアリングを実施しました。本改正案は、公開買付けに関する規制の明確化、国際標準との一致及び民間部門の規制対応の負担軽減を目的としており、公開買付けを行わなければならない取引の範囲と公開買付け義務免除の条件を明確化する規定等が示されています。

現行の公開買付け規制の概要と本改正案の主な内容は以下のとおりです。

(1) 現行の公開買付け規制

現行の公開買付け規制では、上場会社の株式を取得した結果、議決権総数の 25%以上、50%以上又は 75%以上(総称して「トリガーポイント」)を保有することとなった場合、原則として公開買付けを行う必要が

あります。なお、取得者の議決権を 30%以上保有する大株主など、証券取引法 258 条所定の取得者と一定の関係を有する者(「取得者関係人」)による株式の保有も、当該取得者による株式の保有とみなされます。

(2)本改正案の主な内容

(a) 別の株主の取得者関係人を買収したことによりトリガーポイントに達した場合

現行の公開買付け規制では、上場会社の株主(「A」)が別の株主の取得者関係人(「B」)を買収した結果、グループの総株式保有率がトリガーポイントに達した場合でも、A は直ちに公開買付けを行う必要があるわけではありません。改正案では、A による B の買収後、A 又は B が当該上場会社の株式を 1 株でも直接取得し、かつ、グループの総株式保有率がトリガーポイントに達している場合、一定の例外を除き、原則として直ちに公開買付けを行う義務が生じます。

(b) 優先公募(Preferential Public Offering:「PPO」)による株式取得の場合の公開買付けを行う義務の免除

改正案では、増資による株式取得の場合の公開買付けを行う義務の免除の範囲を拡大し、現物配当や新株引受権の行使による株式の取得の場合だけでなく、PPO による場合も免除の対象に含めることが提案されています。

(c) ホワイトウォッシュの適用範囲の拡大

現行の公開買付け規制は、新株の取得の場合にも原則として適用されますが、株主総会決議による承認等の一定の要件を満たすと、公開買付けを行う義務の免除(いわゆるホワイトウォッシュ)を受けることができます。本改正案は、ホワイトウォッシュの適用範囲を PPO の場合にも拡大しており、また、新株引受権の行使の場面についても条件の明確化が行われています。

(d) 合併によりトリガーポイントに達した場合の公開買付けを行う義務の免除

本改正案では、公開買付け義務が免除される場面として、公開会社法に基づく合併手続により保有株式割合がトリガーポイントに達した場合を含めることが提案されています。

(e) 事業更生中の会社を買収する場合の公開買付けを行う義務の免除

現在の公開買付け規制では、事業更生中の会社の株式を取得する場合、公開買付けを行う義務の免除を申請することができます。本改正案の下では、裁判所が承認した事業更生計画に基づく株式取得について一律に公開買付けを行う義務が免除されます。

(f) 公開買付け価格の決定方法

本改正案においては、①株主の支配者の変動により間接的にトリガーポイントに達する場面(いわゆるチェーンプリンシパルが適用される場面)における公開買付け価格算定方法が規定され、また、②公開買付け価格の決定のために参照される株式価格の参照期間も拡大されています。

本改正案は、パブリックヒアリングの手続を経て、内容に修正が入る可能性がある点には留意が必要です。本改正案がさらに具体化した際には、各社の買収計画に影響を与える可能性があるため、今後の動向にも注視が求められます。

弁護士 秋本 誠司
TEL. +66-2-009-5166(バンコク)
seiji.akimoto@morihamada.com

弁護士 松田 雄大
TEL. +66-2-009-5135(バンコク)
yudai.matsuda@morihamada.com

V.ミャンマー

1. VPNの規制等に関するサイバーセキュリティ法の制定

国家行政評議会(State Administration Council)は、2025年1月1日、サイバーセキュリティ法(Cyber Security Law:「本法」)を制定しました。本レター第134号(2022年2月号)においてお伝えしたとおり、本法については、2022年1月に、法案(「2022年ドラフト」)が公表され、パブリックコメントの手続に付されていました。具体的にどのようなパブリックコメントの提出があったのかは明らかではありませんが、2022年ドラフトから一定の変更がなされていることを踏まえると、当該手続を踏まえた一定の検討がなされたことが推察されます。

本法では、サイバーセキュリティに関する方針や施行規則等を管轄するサイバーセキュリティ中央委員会(Cyber Security Central Committee)の設立や、オンライン賭博の禁止について規定するほか、現地での事業活動等への影響が見込まれる主な定めとして以下の内容が盛り込まれています。

(1)VPNに関する許可制度の導入

本法では、ミャンマー国内において、仮想専用線(Virtual Private Network:「VPN」)の開設(establish VPN)及びVPNサービスの提供(provide VPN services)を行うには、運輸通信省の許可を得なければならない、その違反に関しては、最長で6か月の禁錮刑又は1,000万ミャンマーチャット(約74万9,000円)以下の罰金(併科あり)(法人による違反の場合、1,000万ミャンマーチャット以下の罰金)が

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

科され得る旨が明記されています。2022 年ドラフトでは、VPN の「使用」(use VPN technology)を運輸通信省の許可制とすることが規定されており、企業の事業活動への重大な影響の懸念から強く批判されていました。この点について、本法の規定文言上は、VPN の「使用」ではなく、「開設」が当局の許可の対象となっています。具体的にどのような行為が VPN の「開設」に当たるのかについては定義されておらず、その範囲(特に、サービスプロバイダーが提供する VPN サービスを単に利用する行為も規制されるのか)は明らかではありません。当該論点については、運輸通信省が今後作成と思われる施行規則の内容も踏まえて検討する必要があると考えられます。現地報道では、VPN の単なる「使用」も規制対象とすることを前提としていると思しき実務運用が既に行われているとの情報もあります。今後どのような形で規制が行われていくのか、当局の動向を注視していく必要がありそうです。

(2)「公衆にとって不適切な」情報の送信等に関する規制

本法では、電磁的方法により、公衆にとって適切ではないとされる情報の配布、送信、販売等を禁じ、その違反については、VPN の規制違反と同様、最長 6 か月以下の禁錮刑又は 1,000 万ミャンマーチャット以下の罰金刑(併科あり)が科され得る旨を規定しています。ただ、どのような情報が「公衆にとって適切でない」ものに当たるのかという点については全く規定が置かれていません。2021 年の政変以降、ミャンマー政府は、様々な法律を根拠に反対勢力による言論活動への規制を強めてきましたが、本法によりさらにミャンマーの言論の自由度が悪化することが懸念されます。

(ご参考)

本レター第 134 号(2022 年 2 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20220221-102537.pdf>

2. MyCO での株式譲渡及び取締役変更に関する届出に関する Announcement

投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration:「DICA」)は、2025 年 1 月 7 日付けで Announcement(「本 Announcement」)を公表し、DICA が運営するミャンマー会社登録システム(Myanmar Companies Online:「MyCO」)での株式譲渡及び取締役変更に関する届出に際して、追加の関係書類の提出が必要となる旨を明らかにしました。

ミャンマー会社法上、株式譲渡や取締役の変更があった場合、所定の期間内に DICA への届出を行うことが義務付けられています。これらの届出は、2018 年 8 月に現行のミャンマー会社法が施行されて以降、MyCO 上にてオンラインで行う必要があります。従前の届出は、MyCO 上で所定の様式(株式譲渡に関して

は Form C-3、取締役変更に関しては Form D-1)に必要事項を入力することで足り、新たに取締役に就任する方の身分証明書類以外に特段の関係資料の提出は求められませんでした。本 Announcement によれば、その施行日である 2025 年 1 月 8 日以降、株式譲渡及び取締役変更に関する届出に際して、それぞれ下表のとおり関係書面を DICA の所定のメールアドレス宛に送付することが必要となります。提出された書類は DICA の審査に付されるとされています。

株式譲渡	<ul style="list-style-type: none">● 株式譲渡に関する取締役会決議● 譲渡人及び譲受人が署名し、印紙を貼付した契約書
取締役変更	<ul style="list-style-type: none">● 株主総会決議● 署名済の就任承諾書又は退任届

上記追加書類の提出を必要とする運用がどういう目的や趣旨で行われるのかについては、本 Announcement 上も明らかにされていません。オンラインで迅速かつ簡易に届出が完了できるという触れ込みで運用が開始された MyCO ですが、このような形で追加書類の提出が必要となり、DICA の担当官による審査のプロセスが入ると、その運用次第では、実質的に DICA の承認が得られなければ MyCO での手続きが完了しないという事態が生じることも懸念されます。今後の DICA の運用を注視したうえで、適切な対応を行っていく必要があると思われれます。

弁護士 武川 丈士

TEL. +95-1-9253652(ヤンゴン)
takeshi.mukawa@morihamada.com

弁護士 眞鍋 佳奈

TEL. +95-1-9253653(ヤンゴン)
kana.manabe@morihamada.com

弁護士 井上 淳

TEL. +95-1-9253654(ヤンゴン)
03-6266-8566(東京)
atsushi.inoue@morihamada.com

今月のコラム

－Mori Hamada によるフィリピン・プラクティスに関するアップデート－

弊事務所とフィリピンの現地法律事務所 Tayag Ngochua & Chu(「TNC」)との戦略的提携の開始については、[本レター第160号\(2024年2月号\)](#)のコラム「MHMによるフィリピン・プラクティス新時代～TNCとの戦略的提携の開始」においてもお伝えしたとおりです(別途お知らせしておりますとおり、リブランディングにより、弊所の略称は「MHM」から「Mori Hamada」となりましたので、本コラムのタイトルもそれに合わせております。)

前回のコラムでご紹介した2024年2月のマニラでのセミナー以降も、本コラムの筆者である園田と井上を中心となって、弊事務所のフィリピン・プラクティスの新体制を広く知っていただくべく、フィリピンの現地日系企業を中心に精力的な訪問を行ってまいりました。そして、Mori HamadaとTNCの提携に関するお披露目の「メインイベント」として、昨年11月8日、Manila Polo Clubにて、「フィリピン・TNC法律事務所との提携記念レセプション」を開催いたしました。開催数日前には、レセプション当日にルソン島を台風が直撃するという報道もありましたが、結局台風の進路は北にそれ、無事に予定通りの開催と相成りました。最終的に120名を超える日系企業関係者にご出席をいただき、大変盛況の下にイベントを終了することができました。ご出席いただいた方々に、改めまして心から感謝を申し上げます。



レセプションはあくまで「お披露目」の場であり、我々Mori HamadaとTNCによるフィリピン・プラクティスへの取り組みの「はじまり」にすぎません。今回ご参加頂いた方々も含め、現地日系企業の方々を中心にお仕事をご一緒できる機会があることを大変楽しみにしております。皆様のお役に立てるよう、「フィリピンの事業は色々気苦労も多いけど、リーガルはMori Hamadaに頼れるから安心だ」と言っていただけのように、

今後より一層の精進を行ってまいります。2025年は更なる飛躍の年となるよう、セミナー等の情報発信をフィリピン現地でも行ってまいりますので、ご期待をいただければと思います。

MORI HAMADA

レセプション翌日は、弊事務所の日本を含む他の拠点からの参加者とともにマニラ半日観光を行いました。素晴らしい晴天に恵まれ、マニラ市内の観光名所を満喫することができました。



(弁護士 園田 観希央、弁護士 井上 淳)